

大阪地方最低賃金審議会

令和7年度第2回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年7月28日（月）
午後1時30分から同2時56分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議事

- (1) 審議資料について
- (2) 大阪府最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

- (1) 事務局から、本年度の審議資料について説明が行われた。
- (2) 本年度の審議における労使の基本的考え方について

労働者を代表する委員からは次の表明があった。

- 春闘の賃上げの流れを最低賃金の引上げにより、労働組合のない未組織労働者等広く社会に波及させる必要がある。
- 物価高騰が続き実質賃金が減少し、労働者の生活は厳しい状況にある。最低賃金の引上げにより生活の安定を図ることが必要である。
- 最低賃金法第1条の目的を満たす生活水準を実現できる最低賃金水準が必要である。

一方、使用者を代表する委員からは次の表明があった。

- 政府方針を念頭に、最低賃金法第9条の3要素の審議を基本とし、実地視察及び意見陳述を参考とする。
- 物価は落ち着いてきてはいるものの昨年比まだ高い水準にあり、生活者にとって懸念事項であると認識している。

- ・ 春闘における賃上げの流れの波及、パートタイム労働者の処遇改善の必要性から最低賃金の引上げは必要と理解しているが、引上げ幅は大阪の企業の体力、支払能力を重視する必要がある。
- ・ 景況感、業況感からは大阪の中小企業が大幅な引上げに耐え得る状況になく、法的拘束力を持つ最低賃金の引上げには中小企業が賃上げ原資を確保し得る経営支援策の強化が重要である。
- ・ 最低賃金の大幅改定に対応するためには十分な準備期間の確保が必要であり、発効日に関する審議を求める。
- ・ 地域間格差是正の観点から、大阪府の最低賃金は近隣府県よりも引上げ額を抑えるべきである。